

重層的支援体制整備事業実施計画について

(1) 重層的支援体制整備事業とは

- ・高齢、障害、子ども、生活困窮という従来の対象者別の支援制度に収まらない制度の狭間や複雑化・複合化した困りごとや生きづらさを抱える市民を支援する事業

・市民が抱える困りごとや生きづらさの例

- ・ひきこもり ・8050問題 ・孤立 ・病気、けが ・障害（疑い含む） ・認知症
- ・近隣トラブル ・経済的困窮、就労不安定 ・ダブルケア ・ヤングケアラー
- ・ひとり親家庭 ・虐待、家庭内暴力 ・差別、いじめ ・不登校 ・セルフネグレクト
- ・ごみ屋敷 ・LGBTQ ・外国人 ・依存症 ・自殺企図 ・刑余者 ・ホームレス

- ・社会福祉法の改正（令和3年4月1日施行）によって創設
- ・上記課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、以下の3つの支援（5つの事業）を一体的に実施する市町村へ交付金を支給する。

I 相談支援：本人、世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援（①②③）

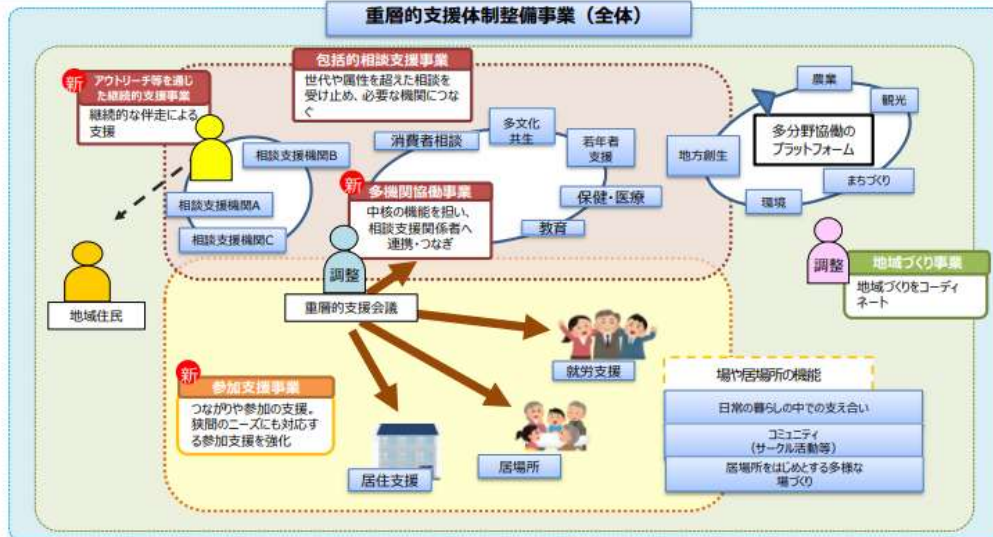
II 参加支援：本人、世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居場所などを提供することで社会とのつながりを回復する支援（④）

III 地域づくりに向けた支援：地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援（⑤）

- ① 包括的相談支援事業（既存事業）：相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、支援機関のネットワークで対応する。
- ② 多機関協働事業（新規事業）：課題が複雑化・複合化した事例の調整役を担い、役割分担や支援の方向性を示す。
- ③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（新規事業）：支援が届いていない人に必要な支援を届けるため、関係機関とのネットワークにより潜在的な相談者を見つけ、本人との信頼関係の構築に向けた支援を行う。
- ④ 参加支援事業（新規事業）：社会とのつながり作りを支援するため、地域資源とのマッチングや定着支援、支援メニューの開発を行う。
- ⑤ 地域づくりに向けた支援事業（既存事業）：世代や属性を超えて交流できる居場所を整備するとともに、個別の活動や人のコーディネート・プラットフォームの形成を通じて、地域における活動の活性化を図る。

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



15

(2) 流山市における重層的支援体制整備事業の検討の経緯

- ・有識者による「生きづらさ包括支援の在り方懇談会」と庁内における関係課職員によるプロジェクトチームを開催し、先進市の状況、新しい相談窓口の在り方、各事業の実施方式などについて議論を重ね、提言書が市長に提出された。
- ・これを受けて重層的支援体制整備事業実施計画(社会福祉法106条の五)を策定し、令和6年度の事業開始に向けて準備するもの。

(3) 流山市重層的支援体制整備事業実施計画(案)の概要

- ・重層的支援体制整備事業実施計画には、各事業の実施体制(委託の有無、箇所数など)、重層的支援会議の実施方法、支援関係機関間の連携に関する事項を記載することとされている。
- ・流山市重層的支援体制整備事業実施計画では、流山市の現状を踏まえて、各事業の実施体制を述べている。